

入札公告

高知県運転免許センター場内試験コース改修修繕について、一般競争入札を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第7条の規定により公告します。

入札参加を希望する者は、下記により一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を作成してください。

令和7年9月16日

高知県警察本部長 岩田 康弘

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
高知県運転免許センター場内試験コース改修修繕
- (2) 業務の内容
区画線、道路鉢設置及び既存障害物移設
- (3) 履行期限
契約締結日の翌日から令和8年2月28日まで
- (4) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、5の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定される「塗装工事」について、令和6・7年度高知県建設工事競争入札参加資格を有すること。
- (3) 公告の日以後落札決定前の間に、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号土木部長通知）に基づく指名停止等の措置を受けていない者
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第8条第9号及び高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、その手続開始の決定後、知事が別に定める手続に基づく高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者についてはこの限りでない。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産の申立てを行った者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立てを行った者
 - ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行った者

(6) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、本工事に一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者の間において以下の基準に該当する資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者の入札参加資格を認めないこととする。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう、以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役員

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は共同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7) (1)～(6)までに掲げる者のほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒780-8544 高知県高知市丸ノ内二丁目4番30号

高知県警察本部装備施設課 管財係

電話番号 088-826-0110 (内線 2263)

(2) 入札説明書の交付方法

令和7年9月16日(火)から同年10月2日(木)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に(1)の交付場所で交付する。

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年10月15日(水)午前11時00分

(2) 場所

高知県高知市丸ノ内二丁目4番30号
高知県警察本部1階102会議室

5 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 入札保証金及び契約保証金

規則第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和7年10月2日(木)午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 最低制限価格の有無

無

(5) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札、押印を省略した入札書であって入札書を投かんした者の本人確認が行えなかった入札、その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 落札の取消し

契約締結までの間に落札者が次のいずれかに該当した場合には契約を締結しないことがある。

ア 高知県建設工事指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。

イ 高知県建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。

ウ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。

エ 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。

オ その他の事由により入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 契約書作成の要否

要

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(11) 詳細は、入札説明書による。